

平成28年度食の安全・安心の確保に関する行動計画（案）

< 変更点 >

○平成28年度計画の主な変更点

（1）施策の体系

これまでは、平成16年2月に策定した「食の安全・安心の確保に関する基本方針」に基づき、「Ⅰ．生産から消費までの食品の安全の確保」、「Ⅱ．安心を確保するための施策の展開」の2点を主要な柱として施策の体系を組み立てて来ました。

今般、食の安全・安心推進条例に基づき、基本的施策を規定した第7条から第13条の条項に沿った施策の体系に見直しました。

（2）施策の内容は基本的に平成27年度事業の継続

実績及び計画の値はほぼ前年度並

※本計画は、平成28年度予算を基に作成していますが、予算の審議に伴い内容が変更される場合があります。